

## 2026年度法学部法律学科法曹コース募集要項

### 1 「法曹コース」とは

2020年4月から、法曹（裁判官・検察官・弁護士）を目指す学生を対象に「法学部3年間（早期卒業）＋法科大学院2年間」の5年一貫教育を行う法曹養成制度が始まりました。現在、法科大学院在学中に司法試験を受験できるように制度設計が進められており、本制度を利用した場合、5年一貫教育に司法修習1年間を加え、最短6年で法曹になることが可能です。また、法科大学院と連携した体系的な教育課程を履修し、優秀な成績で卒業所要単位を修得した場合、法科大学院に入学する際、3年次終了時点で法学部を早期卒業し、「特別選抜」を受験することができます。

### 2 募集人員

定員20名

### 3 応募資格

- (1) 法律学科 1年生（ただし、2年次に転編入した者を除く）
- (2) 1年次に配当されている法律学科の専門科目で、「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「刑法総論Ⅰ」、「契約法Ⅰ」の単位、および「民事法総論」または「不法行為法」の単位をすべて修得している者  
※履修しているだけでなく、単位を修得している必要があります。

### 4 応募締切

2026年2月27日（金）16:00

※指定の Google フォーム (<https://forms.gle/choDNbJAVFj9uf849>) から応募してください。

※結果は、大学付与のメールアドレス宛に締切2週間後までにお送りします。

### 5 注意事項

- (1) コースへ応募できるのは、2年次に進級する時のみです。
- (2) 応募人数が定員を超過する場合、1年次の累積 GPA・A-評価以上の割合によって選抜します。

### 6 法曹コースでの学び

#### (1) 履修について

法曹コースに所属する学生は、下記の（表1）に記載されている法律学科の専門科目を必修科目として修得する必要があります。それ以外の専門科目（必修科目に該当していない選択必修科目を含む）および ILAC 科目については、一般の法律学科の学生と同じように単位を修得する必要があります。また、法曹コースに所属する学生は、（表2）の通り1年間に修得することができる単位数の上限が、一般の法学部生と異なります。

（表1）法曹コース履修科目（学年は各科目の配当年次）

| 学年 | 学期  | 必修科目  |     | 学年 | 学期           | 必修科目   |               | 学年 | 学期     | 必修科目     |     |            |   |
|----|-----|-------|-----|----|--------------|--------|---------------|----|--------|----------|-----|------------|---|
|    |     | 科目名   | 単位数 |    |              | 科目名    | 単位数           |    |        | 科目名      | 単位数 |            |   |
| 1年 | 春学期 | 憲法Ⅰ   | 2   | 2年 | 春学期          | 行政法入門Ⅰ | 2             | 3年 | 春学期    | 刑法各論Ⅱ    | 2   |            |   |
|    |     | 契約法Ⅰ  | 2   |    |              |        | 総合統治機構（法曹コース） |    |        | 2        |     | 民事訴訟法Ⅰ     | 2 |
|    | 秋学期 | 憲法Ⅱ   | 2   |    |              |        | 契約法Ⅱ          |    |        | 2        |     | 法曹コース演習Ⅱ   | 2 |
|    |     | 民事法総論 | 2   |    |              |        | 契約法（法曹コース）    |    |        | 2        |     | 法曹コース演習Ⅲ   | 2 |
|    |     | 不法行為法 | 2   |    |              |        | 物権法           |    |        | 2        |     | 家族法（法曹コース） | 2 |
|    |     | 刑法総論Ⅰ | 2   |    |              |        |               |    |        |          |     |            |   |
|    |     |       | 秋学期 |    | 行政法入門Ⅱ       | 2      | 秋学期           |    | 民事訴訟法Ⅱ | 2        |     |            |   |
|    |     |       |     |    | 債権回収法Ⅰ       | 2      |               |    |        | 法曹コース演習Ⅳ | 2   |            |   |
|    |     |       |     |    | 債権回収法Ⅱ       | 2      |               |    | 通年     | 会社法      | 4   |            |   |
|    |     |       |     |    | 刑法各論Ⅰ        | 2      | 合計            |    |        | 52       |     |            |   |
|    |     |       |     |    | 刑事訴訟法（法曹コース） | 2      |               |    |        |          |     |            |   |
|    |     |       |     |    | 法曹コース演習Ⅰ     | 2      |               |    |        |          |     |            |   |

(表2) 法曹コースに所属する学生の履修・修得単位数の上限

| 学年 | 一般の法学部生(留級生は除く) |      | 法曹コース |      |
|----|-----------------|------|-------|------|
|    | 履修上限            | 修得上限 | 履修上限  | 修得上限 |
| 2年 | 48単位            | 42単位 | 48単位  | 48単位 |
| 3年 | 48単位            | 44単位 | 48単位  | 48単位 |

※1 履修上限とは、当年度に「履修登録ができる」単位数の上限です。また、修得上限とは、当年度に「当該科目を履修した結果、(卒業所要単位として)単位の修得が認められる」単位数の上限です。

※2 (表1)の「学年」は、各科目を履修する学年の目安となっております。時間割の都合上、すべての科目を履修するために、各科目については(表1)に記載の学年で履修することを強くお勧めいたします。なお、必修科目をすべて修得しても、法律学科の卒業要件となっている選択必修科目をすべて修得したことにはなりません。

※3 (表1)の必修科目以外にも下記科目の履修も推奨されます。

- ・憲法科目：憲法Ⅳ
- ・行政法科目：行政作用法Ⅰ・Ⅱ、行政救済法Ⅰ・Ⅱ
- ・民事訴訟法科目：民事手続法入門

※4 法曹コースに所属する学生は、(表3)に記載の法曹コース科目(法曹コースに所属する学生のみが履修できる法律学科の専門科目)を履修する代わりに、学習内容に重複があるため、対応する法律学科の専門科目を履修することはできません(ただし、演習を除く)。

(表3) 法曹コース科目と対応する法律学科専門科目

| 法曹コース科目 (法曹コースの学生のみ履修可) |     | 法律学科専門科目 |     |
|-------------------------|-----|----------|-----|
| 科目名                     | 単位数 | 科目名      | 単位数 |
| 総合統治機構(法曹コース)           | 2   | 憲法Ⅲ      | 2   |
| 契約法(法曹コース)              | 2   | 契約法Ⅲ     | 2   |
| 刑事訴訟法(法曹コース)            | 2   | 刑事訴訟法Ⅱ   | 2   |
| 家族法(法曹コース)              | 2   | 契約法Ⅳ     | 2   |
| 法曹コース演習Ⅰ～Ⅳ              | 各2  | 演習       | 各2  |

## (2) 進路について

「法学部法律学科法曹コース早期卒業に関する規程」の要件を満たし(※5)、早期卒業を認められた場合、3年次終了時に法学部を早期卒業し、法科大学院に進学することができます。また、法曹コースに所属する学生は、法科大学院の入学試験を受験する際、「特別選抜(※6)」を受験することができます。

### ※5 早期卒業の基準(規程より抜粋)

早期卒業要件を満たす「優秀な成績」とは、本学部の定める卒業所要単位のうち、8割以上がA-評価以上であり、かつ入学時から3年次終了時までの通算したGPAが2.7以上であることです。2年次秋学期終了時までの成績が「優秀な成績」であるものについて、3年次4月に法曹コース早期卒業申請を受け付けます。

### ※6 法科大学院入学者選抜 特別選抜枠

法曹コースに所属する学生は、次の2つ方法によって、法科大学院の入学試験を受験することが可能です。

#### ・5年一貫型

論文式試験が課されず、学部での成績及び面接等で選抜されます。また、受験できるのは、法学部と協定を結んだ法科大学院のみです。なお、現時点の協定先は本学の法科大学院のみです。

・開放型

論文式試験及び学部での成績等で選抜されます。また、本学の法曹コースから協定のない法科大学院を受験してもかまいません。

(3) 成績評価について

法曹コースに所属する学生の成績評価は、一般の法学部生と同じです（S～C-、D、E）。

## 7 FAQ

Q 1 法曹コースに入るためには、1年次でどの科目の単位をどの程度修得しておく必要がありますか。また、優秀な成績を修めている必要がありますか。

A 1 法曹コースに所属した場合、2年次以降は法律学科の専門科目を中心に履修することになります。また、早期卒業を目指すために一般の学生よりも多くの単位を修得する必要があります。また、早期卒業を目指すにあたっては、1年次履修科目の成績も含めて、所定の成績を修めている必要があります。

1年次は、応募資格となっている科目およびLAC科目を中心に、可能な限り優秀な成績で修得可能単位数の上限まで単位を修得するようにしましょう。

Q 2 法曹コースを途中で離脱することは可能ですか。また、その際はすでに修得した単位はどのような扱いになりますか。

A 2 法曹コースからの離脱は各学期の終了時にのみ認められます。なお、法曹コースに所属していた際に修得した法曹コース科目の単位は、離脱した後、認定されます。

Q 3 法曹コースに進級した場合、必ず法政大学の法科大学院に進学する必要がありますか。また、必ず早期卒業する必要がありますか。

A 3 法曹コースを早期卒業し、特別選抜（5年一貫型）によって法科大学院に進学しようとする場合、協定先の法科大学院に進学する必要があります。なお、2024年4月時点で本学法学部の協定先は本学法科大学院のみとなっているため、特別選抜（5年一貫型）による進学先は本学の法科大学院のみとなります。また、特別選抜（開放型）によって進学しようとする場合の進学先は、本学法科大学院に限りません。  
また、必ずしも早期卒業する必要はなく、4年生でも法曹コースに在籍することは可能です。

Q 4 法曹コースを選択した場合、学費は変更されるのですか。

A 4 変更はありません。

Q 5 法曹コースと教職課程は両立できますか。

A 5 在学中に教員免許状を取得するためには、学部で4年間在籍する必要があります。学部を3年で早期卒業し、法科大学院に進学する場合、学部在籍中に教員免許状を取得することはできません。ただし、将来的に教員を目指す場合、在籍中に修得した単位を活かすことは可能です。

Q 6 法曹コースに所属した場合、法律学科の「演習」を履修することはできますか。

A 6 法曹コースに所属していても、法律学科の「演習」を履修することは可能です。しかし、時間割によっては希望の演習を履修できない場合がございます。

### 【問い合わせ先】

法政大学 教務部市ヶ谷学部事務課 法学部担当

TEL: 03-3264-9323

窓口取扱時間

平日 10:00~11:30, 12:30~16:00

(4月・夏季休暇を除く9月:9:00~11:30, 12:30~17:00)

土曜日 9:00~12:00

※授業期間外は開室時間が異なる場合があります